

【表紙】

【発行登録番号】 27 - 関東33

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年3月17日

【会社名】 大成建設株式会社

【英訳名】 TAISEI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山内 隆 司

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

【電話番号】 03(3348)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経理部長 桜井 滋 之
株式室長 藤本 亨 輔

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

【電話番号】 03(3348)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経理部長 桜井 滋 之
株式室長 藤本 亨 輔

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成27年3月25日)から2年を経過する日(平成29年3月24日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 100,000百万円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 大成建設株式会社 関西支店
(大阪市中央区南船場一丁目14番10号)
大成建設株式会社 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
(JRセントラルタワーズ内))
大成建設株式会社 横浜支店
(横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号
(MMパークビル内))
大成建設株式会社 千葉支店
(千葉市中央区新町1000番地(センシティタワー内))
大成建設株式会社 関東支店
(さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16
(シーノ大宮ノースウィング内))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

設備資金、投融資資金、社債償還資金、コマーシャルペーパー償還資金、借入金返済及び運転資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第154期(自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日) 平成26年 6 月30日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第155期第 1 四半期(自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日) 平成26年 8 月 6 日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第155期第 2 四半期(自 平成26年 7 月 1 日 至 平成26年 9 月30日) 平成26年11月12日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第155期第 3 四半期(自 平成26年10月 1 日 至 平成26年12月31日) 平成27年 2 月12日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成27年 3 月17日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成26年 6 月30日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成27年 3 月17日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の規定に基づく臨時報告書を平成27年 1 月26日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成27年 3 月17日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づく臨時報告書を平成27年 2 月27日に関東財務局長に提出

8 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成27年 3 月17日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の規定に基づく臨時報告書を平成27年 2 月27日に関東財務局長に提出

9 【訂正報告書】

訂正報告書(上記 7 の臨時報告書の訂正報告書)を平成27年 3 月 2 日に関東財務局長に提出

10 【訂正報告書】

訂正報告書(上記 7 の臨時報告書の訂正報告書)を平成27年 3 月 4 日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録書提出日(平成27年3月17日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等中における将来に関する事項は、本発行登録書提出日(平成27年3月17日)現在においても変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

大成建設株式会社本店

(東京都新宿区西新宿一丁目25番1号)

大成建設株式会社 関西支店

(大阪市中央区南船場一丁目14番10号)

大成建設株式会社 名古屋支店

(名古屋市中村区名駅一丁目1番4号(JRセントラルタワーズ内))

大成建設株式会社 横浜支店

(横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号(MMパークビル内))

大成建設株式会社 千葉支店

(千葉市中央区新町1000番地(センシティタワー内))

大成建設株式会社 関東支店

(さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16(シーノ大宮ノースウイング内))

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項なし